

半田市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第4条第1項に基づき生活困窮者自立相談支援事業(以下「本事業」という。)を実施するにあたり、法、生活困窮者自立支援法施行令(平成27年政令第40号)及び生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施方法等)

第2条 本事業の実施方法等は、この要綱に定めるもののほか、自立相談支援事業の手引き(平成27年3月6日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(平成27年3月27日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)に定めるものとする。

(支援対象者)

第3条 本事業の支援対象者は、法第3条第1項に規定する生活困窮者であって、市内に居住地を有し、本事業の支援を受けることが必要と市長が認めるものとする。

(相談支援員の配置)

第4条 本事業を適切に運営するため、福祉部生活援護課に主任相談支援員及び相談支援員を配置する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。